

山梨県公報

第二千二百十七号

平成二十四年
四月二日

月 曜 日

目次

道路の区域変更……………二二一
都市計画事業の認可……………二二三

公 告

介護保険法に基づく指定調査機関の廃止……………二二三
介護保険法に基づく指定情報公表センターの廃止……………二二三
介護保険法に基づく調査員養成研修実施機関の取消し……………二二三
大規模小売店舗の新設に関する届出……………二二三
公共測量の終了……………二二三
開発行為に関する工事の完了について……………二二三
教育委員会……………二二三
指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定の変更……………二二三

告 示

山梨県告示第百三十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年四月二十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年四月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		延 長 (メートル)
	別	敷地の幅員 (メートル)	
南都留郡富士河口湖町河口字湖辺三三三八番の一地先から 南都留郡富士河口湖町河口字御坂山二四六八番の一七地先まで	旧	六・四 六二・七	二六七三・四
	新	一〇・五 九〇・〇	
	新	一〇・五 七〇・九	二八六〇・〇

山梨県告示第百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十四年四月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画事業の種類及び名称
南アルプス都市計画道路事業 三・五・一六号 荊沢芦原線
- 二 施行者の名称
南アルプス市
- 三 事業施行期間
平成二十四年四月二日から平成二十九年三月三十一日
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
山梨県南アルプス市落合字芦原及び西沼地内
 - 2 使用の部分
なし

公 告

● 介護保険法に基づく指定調査機関の廃止
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十一の規定により、次の指定調査機関の調査事務について、廃止を許可した。

平成二十四年四月二日

山梨県知事 横内 正明

名 称	住 所	事務所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	甲府市北新一丁目二番十二号山梨県福祉プラザ 四階	住所に同じ	平成二十四年三月三十一日

● 介護保険法に基づく指定情報公表センターの廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十二第三項において準用する同法第百十五条の四十一の規定により、次の指定情報公表センターの情報公表事務について、廃止を許可した。

平成二十四年四月二日

山梨県知事 横内 正明

名 称	住 所	事務所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	甲府市北新一丁目二番十二号山梨県福祉プラザ 四階	住所に同じ	平成二十四年三月三十一日

● 介護保険法に基づく調査員養成研修実施機関の取消し

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七の七第五項の規定により、次の者について、調査員養成研修実施機関の指定を取り消した。

平成二十四年四月二日

山梨県知事 横内 正明

名 称	住 所	事務所の所在地	取消年月日
社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	甲府市北新一丁目二番十二号山	住所に同じ	平成二十四年三月三十一日

梨県福祉プラザ 四階

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年八月二日まで縦覧に供する。
平成二十四年四月二日

山梨県知事 横内 正明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦

2 住所 東京都国立市西一丁目十一番地の六 代表取締役 長谷川徹

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(二)(-) 名称（仮称）おかじま七日市場食品館

所在地 山梨県山梨市七日市場字高芝原八百四十二番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社山梨さえき 代表取締役 佐伯行彦 代表取締役 高橋宗晴	山梨県甲斐市中下条千三百八十番地の一
ウエルシア関東株式会社 代表取締役 鈴木孝之 代表取締役 池野隆光	埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番七号

3 大規模小売店舗の新設する日

平成二十四年十一月十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千三百九十九平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(-) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百四十四台

- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 四十一台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 百八平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 三十二立方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (1) 午前八時三十分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 二箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (1) 午前六時から午後十時まで
 - 三 届出年月日
 - (1) 平成二十四年三月九日
- 公共測量の終了
- 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十四年三月十六日付けで甲府市上下水道事業管理者職務代理者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
- 平成二十四年四月二日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 作業種類 公共測量（修正数値図化・編集 地図情報レベル五〇〇）
 - 二 作業期間 平成二十三年八月十五日から平成二十四年三月十五日まで
 - 三 作業地域 甲府市の一部、中央市の一部及び昭和町の一部
- 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年四月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 富士吉田市下吉田字山口二五三三の一、二五三三の二、二五三三の三、二五三三の四、二五三三の五、二五三三の六、二五三三の七、二五三三の八、二五三三の九、二五三三の一〇、二五三三の一〇の二、二五三三の一〇の三、二五三三の一〇の四、二五三三の一〇の五、二五三三の一〇の六、二五三三の一〇の七、二五三三の一〇の八、二五三三の一〇の九、二五三三の一〇の一〇、二五三三の一〇の一〇の二、二五三三の一〇の一〇の三、二五三三の一〇の一〇の四、二五三三の一〇の一〇の五、二五三三の一〇の一〇の六、二五三三の一〇の一〇の七、二五三三の一〇の一〇の八、二五三三の一〇の一〇の九、二五三三の一〇の一〇の一〇
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 群馬県高崎市栄町一番一号 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 一宮 忠男

教育委員会

山梨県教育委員会告示第三号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定に基づき、甲府看護専門学校（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定に基づき、甲府看護専門学校に係る科目について、平成二十四年四月一日付けで次のとおり指定を変更した。

平成二十四年四月二日

山梨県教育委員会 委員長 久保嶋 正 子

変更前		変更後	
連携措置に係る科目	連携措置に係る科目	連携措置に係る科目	連携措置に係る科目
基礎看護医学	基礎看護医学	基礎看護	基礎看護
成人・老年看護	成人・老年看護	成人看護	成人看護
成人・老年看護	成人・老年看護	精神看護	精神看護

看護臨床実習	母子看護
看護臨床実習	母子看護
看護臨床実習	母性看護
看護臨床実習	母性看護

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番